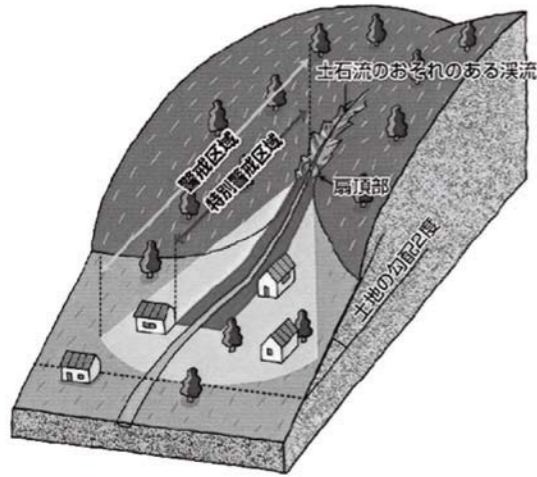


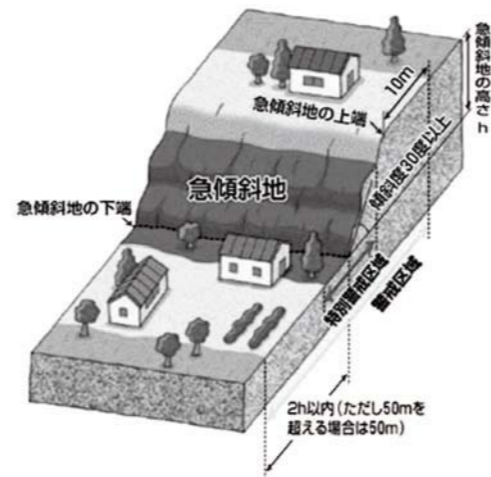
## ・土砂災害の種類（土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り）

### ◆土石流のイメージ



山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

### ◆急傾斜地の崩壊のイメージ



傾斜度が30度以上の土地が崩壊する自然現象（崖崩れとも言う）

## ・土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域について

### 土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

<建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域（上図参照）>

指定されると、次のような規制などが発生します。

#### ●建築物の構造規制

建物を新築もしくは大きな増改築の際には、想定される衝撃等に対し、建築物が安全であるか建築確認が必要です。

#### ●特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や、老人ホーム、病院などの要配慮者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

#### ●建築物移転の勧告

著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転の勧告が図られる場合があります。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置があります。

### 土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

<土砂災害の恐れがある区域>

土砂災害から身を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

#### ●急傾斜地の崩壊

傾斜度が30度以上で高さが5m以上の、急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の位置から、急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（最大で50m）以内の位置まで

#### ●土石流

土石流の発生の恐れのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

#### ●地滑り

- ・地滑りの区域（地滑りしている区域または地滑りする恐れのある区域）
- ・地滑り区域の下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（最大で250m）の範囲の区域

### 『土砂災害防止法』とは

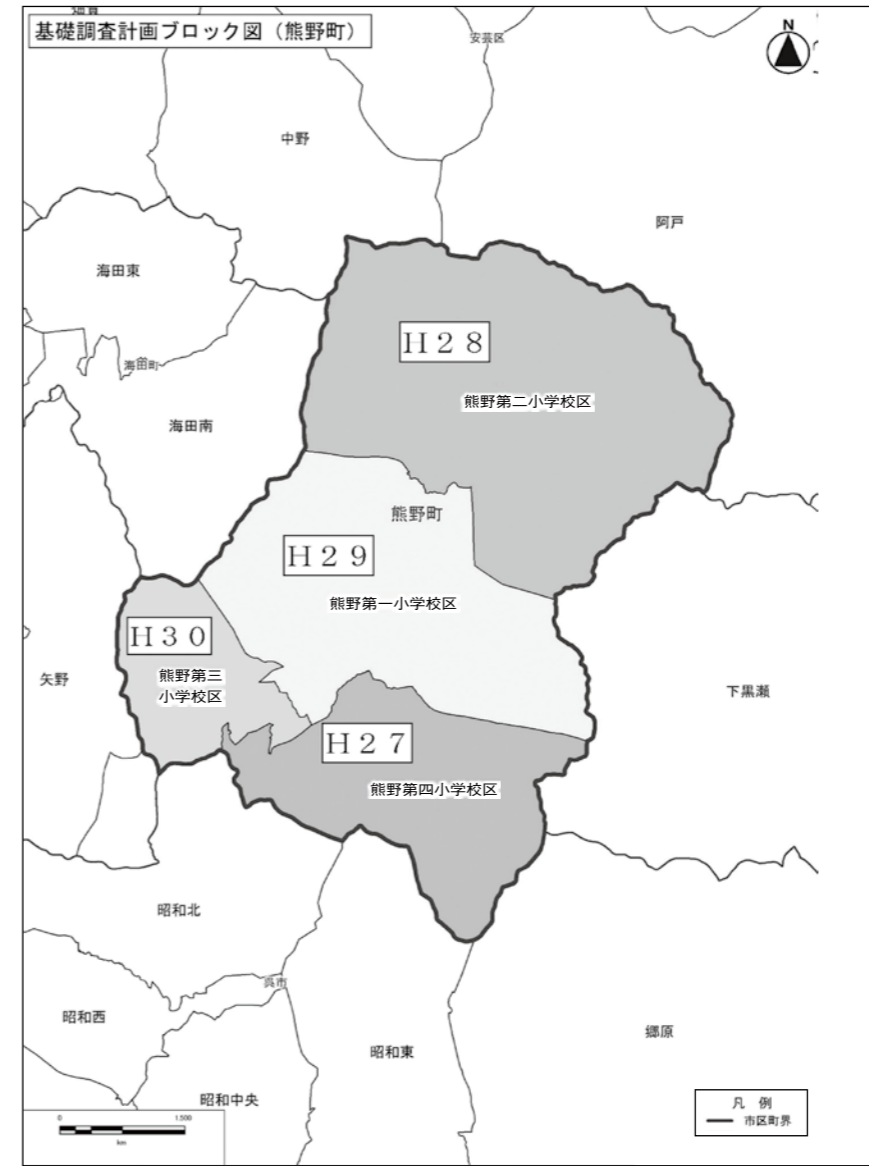
土砂災害防止法は、平成11年に広島県で発生した「6・29豪雨災害」を契機に整備された法律で、土砂災害が発生する恐れがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や危険箇所への新規宅地開発の抑制などのソフト対策を推進するものです。

4 広島県西部建設事務所 業調整特別班 ☎250・816

### 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動実施中！

「災害に強い広島県」の実現を目指し、県民一人ひとりが自主防災組織などが災害から命を守るための適切な行動をとれるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政などが一体となって災害時の被害をできる限り軽減する減災に取り組む運動です。

☎広島県減災対策推進担当 513・2781



実施年度	対象小学校区
H27	第四小学校区
H28	第二小学校区
H29	第一小学校区
H30	第三小学校区

基礎調査の実施と報告  
広島県では土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域などを指定しています。土砂災害警戒区域などを指定するため、地形や土地の利用状況などに関する基礎調査を、平成27年度から平成30年度までの間に次のとおり小学校の区域ごとに実施する予定です。調査測量のため、区域内にある農地、宅地等の個人の土地にも立ち入らせていただくこともありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 基礎調査から区域の指定までの進め方



### 基礎調査開始

測量立入等  
回覧等地元周知

### 基礎調査結果の公表

公表図面の周知期間  
説明会案内

### 地元説明会

### 警戒区域等の指定